

# 省エネ法届出対象建築物

## 1. 第一種特定建築物(床面積2,000㎡以上)

### 【新築・増築・改築】

新築	床面積の合計が2,000㎡以上のもの
増築	増築に係る部分の床面積の合計が2,000㎡以上のもの
改築	改築に係る部分の床面積の合計が2,000㎡以上のもの または、当該床面積の合計が当該改築に係る第一種特定建築物の床面積の合計の 1/2以上のもの

### 【設備の設置】

空気調和設備等の設置をする場合

### 【改修等】

			①一定規模以上	②全体の1/2以上	③1フロア全て	
修繕 又は 模様替	屋根、壁又は床	屋根	修繕・模様替を行う屋根、壁又は床の面積の合計が2,000㎡以上	修繕・模様替を行う屋根の面積が屋根全体の1/2以上	or or or	—
		壁		修繕・模様替を行う壁の面積が壁全体の1/2以上(※参照)		—
		床		修繕・模様替を行う床の面積が床全体の1/2以上		—
設備の 改修	空気調和設備	熱源機器(暖房用)の取替え	交換する熱源機器の定格出力の合計が300KW以上	交換する熱源機器の定格出力の合計が全体の1/2以上	or or	—
		熱源機器(冷房用)の取替え	交換する熱源機器の定格出力の合計が300KW以上	交換する熱源機器の定格出力の合計が全体の1/2以上		—
		ポンプ(暖房用)の取替え	交換するポンプの定格流量の合計が900L/min以上	交換するポンプの定格流量の合計が全体の1/2以上		—
		ポンプ(冷房用)の取替え	交換するポンプの定格流量の合計が900L/min以上	交換するポンプの定格流量の合計が全体の1/2以上		—
	空気調和機の取替え	交換する空気調和機の定格風量の合計が60,000m <sup>3</sup> /h以上	交換する空気調和機の定格風量の合計が全体の1/2以上	1つの階に設置されている全ての空気調和機の交換		
	空気調和設備以外の機械換気設備	送風機の取替え	交換する送風機の電動機の定格出力の合計が5.5KW以上	交換する送風機の電動機の定格出力の合計が全体の1/2以上		—
照明設備	照明設備の取替え	交換する部分の床面積の合計が2,000㎡以上	交換する部分の床面積の合計が全体の1/2以上	1つの階の居室に設置されている全ての照明設備の交換		
給湯設備	熱源機器の取替え	交換する熱源機器の定格出力の合計が200KW以上	交換する熱源機器の定格出力の合計が全体の1/2以上	—		
	配管設備の取替え	交換する配管の長さの合計が500m以上	交換する配管の長さの合計が全体の1/2以上	—		
昇降機	昇降機の取替え	2以上の昇降機の交換	—	—		

## 2. 第二種特定建築物(床面積300㎡以上2,000㎡未満)

### 【新築・増築・改築】

新築	床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満のもの (住宅事業建築主が戸建住宅を新築する場合を除く)
増築	増築に係る部分の床面積の合計が300㎡以上 かつ、当該床面積の合計が増築前の建築物の床面積の合計以上のもの
改築	改築に係る部分の床面積の合計が300㎡以上 かつ、当該床面積の合計が当該改築に係る第二種特定建築物の床面積の合計の1/2以上のもの